

「情報公開文書」

受付番号： 2020-3-25

課題名：具体事例分析によるオンライン歯科診療の可否要件検討のための研究

1. 研究の対象

当院の歯科部門に受診歴があり、以下の疾患について令和2年4月以降にオンライン診療もしくは電話、ICT等による相談を実施した方

- ・顎関節症
- ・口腔顔面領域の慢性疼痛
- ・口腔粘膜疾患
- ・嚥下障害
- ・口腔機能低下症
- ・口腔機能発達不全症

2. 研究期間

2021年1月 ～ 2021年3月

3. 研究目的

大学病院等の症例を抽出しオンライン診療の活用が有効だと考えられる具体事例の検討・分析を行い、歯科診療におけるオンライン診療が可能な診療内容を整理することを目的に実施します。

4. 研究方法

厚生労働省科学研究費を使用し実施します。電子カルテから、年齢、性別、現病歴、全身的な既往歴、処置内容、処方内容について確認し、オンライン診療が可能であったか、そうではなかったかを分類して具体的な事例を検討していきます。

なお身体的に負担のかかる研究ではないので謝礼等はありません。また開示すべき利益相反関係にある企業等はありません。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

年齢、性別、現病歴、全身的な既往歴、処置内容、処方内容

6. 外部への試料・情報の提供

外部機関：厚生労働科学特別研究事業「歯科診療における情報通信機器等を用いた診療についてのルール整備に向けた研究」研究班

研究班へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当分野の研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

研究代表者：佐々木 啓一 東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野 教授

小川 徹 東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野 准教授

日原 大貴 東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野 助教

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

日原 大貴 東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野 助教

〒980-0875 宮城県仙台市青葉区星陵町 4-1

TEL 022-717-8369 FAX 022-717-8371

E-mail : hihara@dent. tohoku. ac. jp

研究責任者：

佐々木 啓一 東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野 教授

研究代表者：

佐々木 啓一 東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野 教授

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研

- 究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合